

# 精神科認定看護師制度改正に関する検討状況 ～これまでの検討内容のまとめ～

一般社団法人日本精神科看護協会

※この情報は、精神科認定看護師教育課程のことを中心にまとめたものです（令和5年5月時点）。

# 精神科認定看護師制度の改正に関する 今後の方向性①

- 精神科看護の高度な専門性を備えた精神科認定看護師としての役割を果たすため、必要な知識と看護実践能力を確実に修得できるようにカリキュラムを見直す。
- 精神科認定看護師が、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムへ積極的に参画することや、地域共生社会の実現をめざした活動に取り組んでいけるように、認定資格取得後のフォローアップ体制を検討する。

\* 特定行為研修制度および精神科認定看護師制度に関する検討プロジェクト中間報告より（令和2年度）

# 精神科認定看護師制度の改正に関する 今後の方向性②

## 現行制度

- 令和6年度までは現行制度を継続

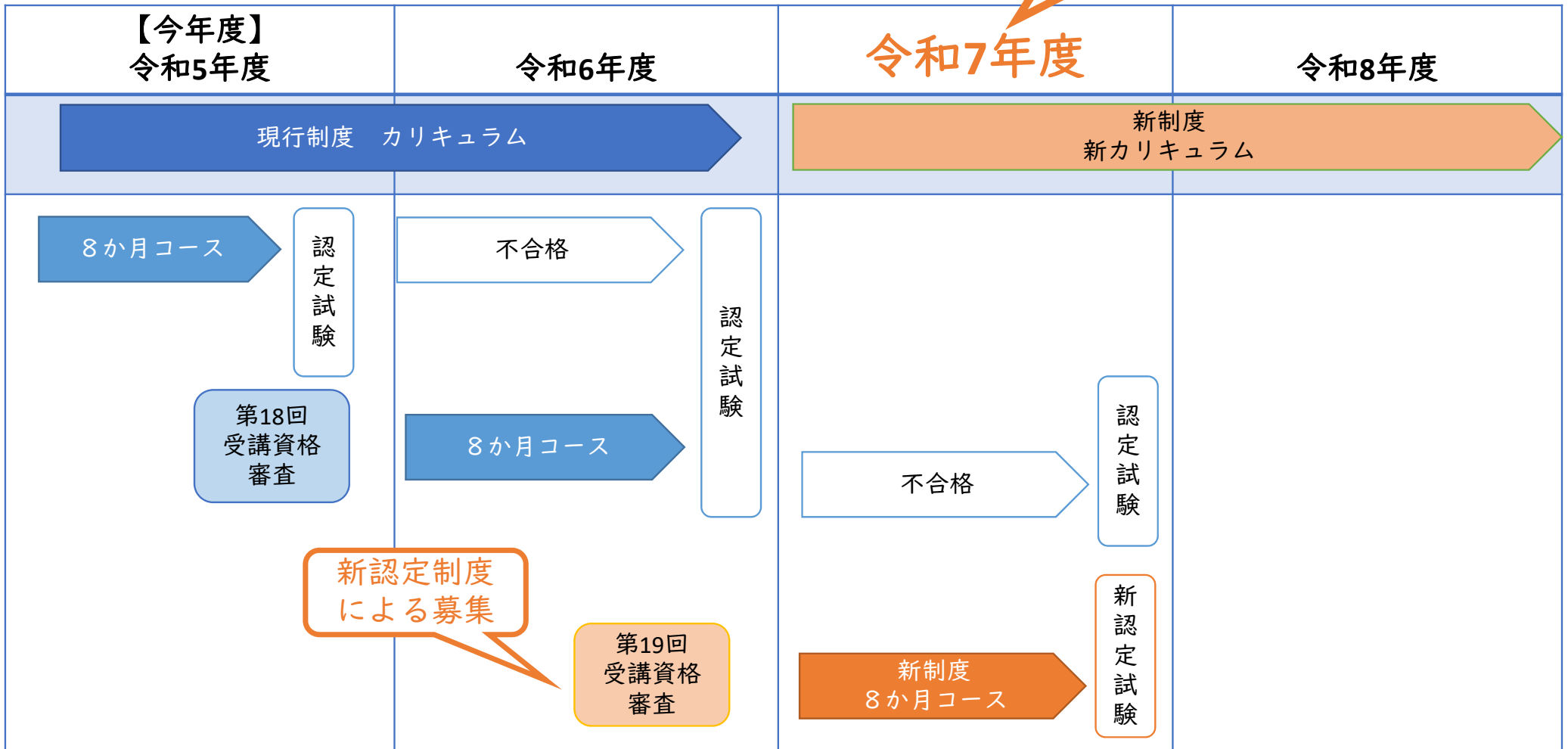
## 精神科認定看護師制度の改正に関する新たな方針

- 当初は当協会における特定行為研修の開講後に制度改正を予定していたが、特定行為研修の実施方法は大幅な見直しを行うことになった。そのため、精神科認定看護師制度の改正を行い、特定行為研修制度の運営開始は精神科認定看護師制度の改正後とする
- 新認定制度における精神科認定看護師教育課程の修了者が特定行為研修の受講を希望する場合は、当協会と連携している指定研修機関で受講ができるような仕組みを構築する

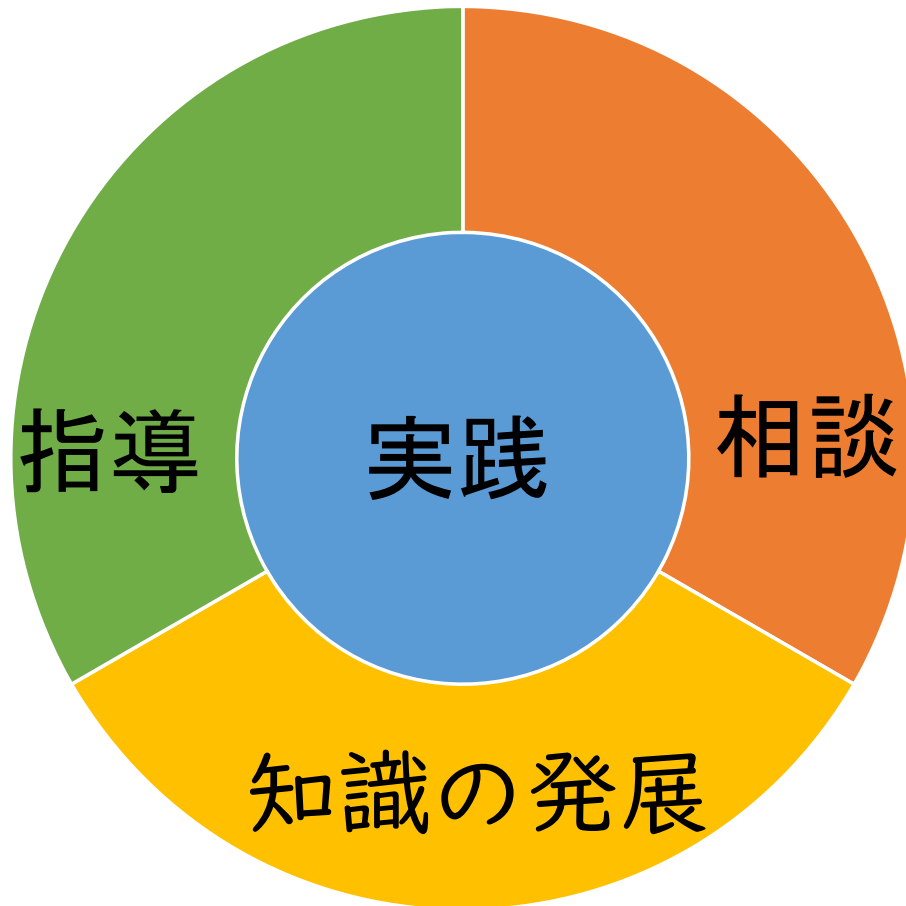
\* 令和3年度第4回理事会における検討の結果（令和4年3月12日）

# 制度改正の時期

制度改正



# 精神科認定看護師の役割



- すぐれた看護実践能力を用いて、質の高い精神科看護を**実践**すること
- 精神科看護に関する**相談**に応じること
- 精神科看護に関する**指導**を行うこと
- 精神科看護に関する**知識の発展**に貢献すること

\* 現行制度と同様

# 精神科認定看護師がめざすべき目標

1. 精神科看護の高度な専門性を備え、精神科認定看護師としての4つの役割機能（実践，相談，指導，知識の発展）を適切に遂行できる。
2. 時代の変化に対応できる看護の知識・技術・思考を身につけ、精神科医療・看護へ貢献できる。
3. 精神科看護の対象者と活動領域を広くとらえ、当事者およびすべての関係者を包含した看護を創造できる。

\*令和2年度第4回理事会における検討の結果（令和3年3月20日）

# 精神科認定看護師の資格取得の流れ



受講資格審査の出願要件	
看護師免許取得後	精神科看護経験
5年以上	3年以上

# 精神科認定看護師教育課程

## 基本理念

- 精神科看護の知識や技術を用いて質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成する。

## 教育目的

- 質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成するために、これまでに蓄積された知識や技術と最新のエビデンスを基盤として、精神科認定看護師に求められる能力を涵養し、総合的能力と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成する。

\* 現行制度と同様



# アドミッションポリシー

- 本教育課程を受講するために備えている能力を明確にした。

- ① 基本的人権を尊重できる人
- ② やさしさ・温かさを有する人
- ③ 自分の意見を率直に伝えられる人
- ④ 他者の意見に耳を傾けられる人
- ⑤ 精神科看護の実践において熱意をもって取り組める人
- ⑥ 困難な課題であっても、諦めず他者と協力して取り組める人
- ⑦ 社会や組織の動向に関心をもちつづけられる人
- ⑧ 現場を超え、地域や社会の課題に疑問をもち考えられる人
- ⑨ 精神科医療・看護・福祉に関する基礎的知識を備えている人
- ⑩ 基本的な文章表現力が備わっている人

# ディプロマ・ポリシー

・ 本教育課程を修了した時に備えている能力を明確にした。

- ① 対象者が望む生活や希望を聴くことができる（実践）
- ② 知識を応用して看護実践に活かすことができる（実践）
- ③ 多様な課題を持つ対象者に質の高い看護実践ができる（実践）
- ④ 対象者や組織のニーズを踏まえて相談に応じることができる（相談）
- ⑤ 倫理的側面をとらえ、対象者の看護実践に活かすことができる（実践・相談・指導）
- ⑥ 自分の看護実践を言語化し、他者に伝えることができる（指導・知識の発展）
- ⑦ その時代に相応した看護実践の方法を理解することができる（知識の発展）
- ⑧ 精神科認定看護師として自己研鑽していく力を付けることができる（知識の発展）
- ⑨ 現場・組織・地域・社会の状況に応じた役割を選択し、看護実践できる  
（実践・相談・指導・知識の発展）

# 新カリキュラム（案）

- ①特定行為研修における共通科目、②精神科認定看護師としての知識と技術を学ぶ認定科目、③演習・実習により科目を構成する。

共通科目	時間数	認定科目	時間数	演習・実習	時間数	
臨床病態生理学	40	精神科看護における看護倫理	15	演習 関係性を築く技術	30	
臨床推論	60	コンサルテーション論	15	実習Ⅰ	135	
フィジカルアセスメント	60	意思決定支援	15	実習Ⅱ	45	
臨床薬理学	60	教育論	15			
疾病・臨床病態概論	55	精神科看護に関連した法規と制度	15			
医療安全学／特定行為実践	60	ライフサイクルとメンタルヘルス・家族援助論	15			
		看護マネジメント論	15			
		看護研究	15			
		精神科看護学	15			
		精神科医療の治療を支える技術	15			
		安全を守る技術	15			
		地域生活を支える技術	15			
		心身に課題を抱える患者の看護（リエゾン精神看護）	15			
小計	335	小計	195	小計	210	
					合計	740
* 時間数は「45分＝1時間」で表記している（みなし時間）						

# 各科目の概要

## 共通科目

- 高度な臨床実践能力を養うための科目

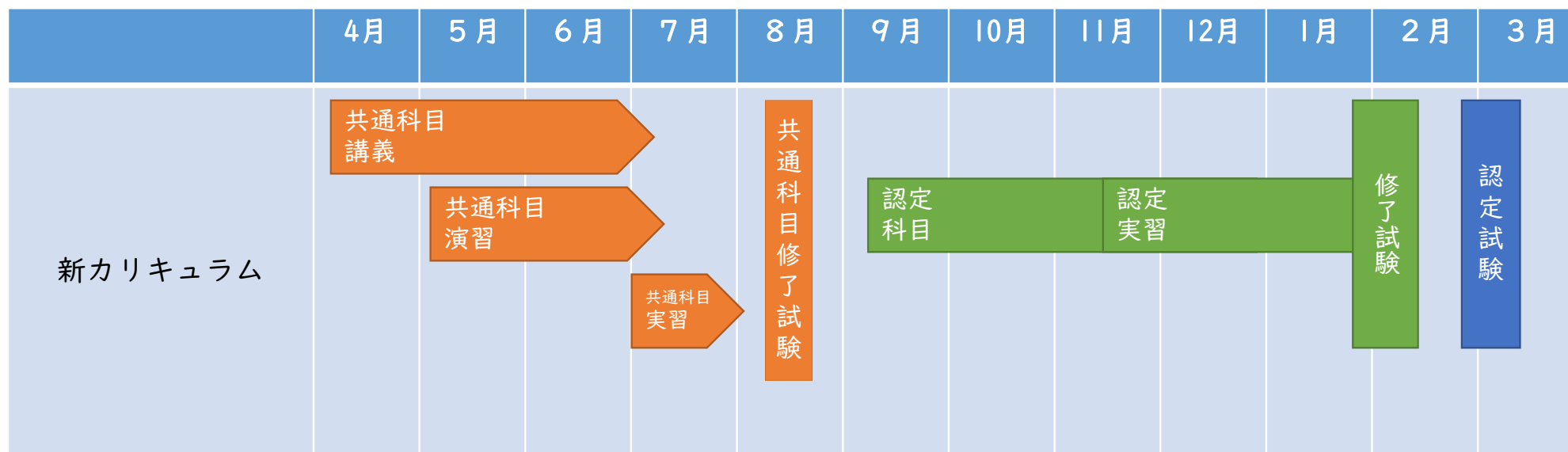
## 認定科目

- 精神科認定看護師としての知識と技術を学ぶ科目

## 演習・実習

- 精神科認定看護師としての役割を実践的に学ぶ科目

# 受講スケジュール（案）



- 新認定カリキュラムの前半で共通科目、後半は認定科目を実施。（4月開講、3月認定試験）
- 講義：共通科目は学研メディカルサポートのe-ラーニングを受講する。週15時間以上の受講が必要である。
- 演習：共通科目の演習は、当協会が指定する日にオンラインで受講する。
- 実習：共通科目の実習は、当協会の東京研修会場で行う（80名の受講生を40名ずつに分けて実施）
- 確認テスト：共通科目すべての科目で講義後に実施。

# 共通科目について

※検討中の内容が含まれています

# 共通科目の概要

- ・ 科目数                    6科目
- ・ 研修方法                講義、演習、実習
- ・ 時間数                    335時間  
                              (精神科認定看護師教育課程換算、1時間=45分)
- ・ 実施方法  
  講義：オンデマンド配信  
  演習：ライブ配信 (予定)  
  実習：集合形式(予定)
- ・ 単位認定  
  **厚労省の特定行為研修制度に準じて、科目担当講師が行う**

# 共通科目カリキュラム（時間数）

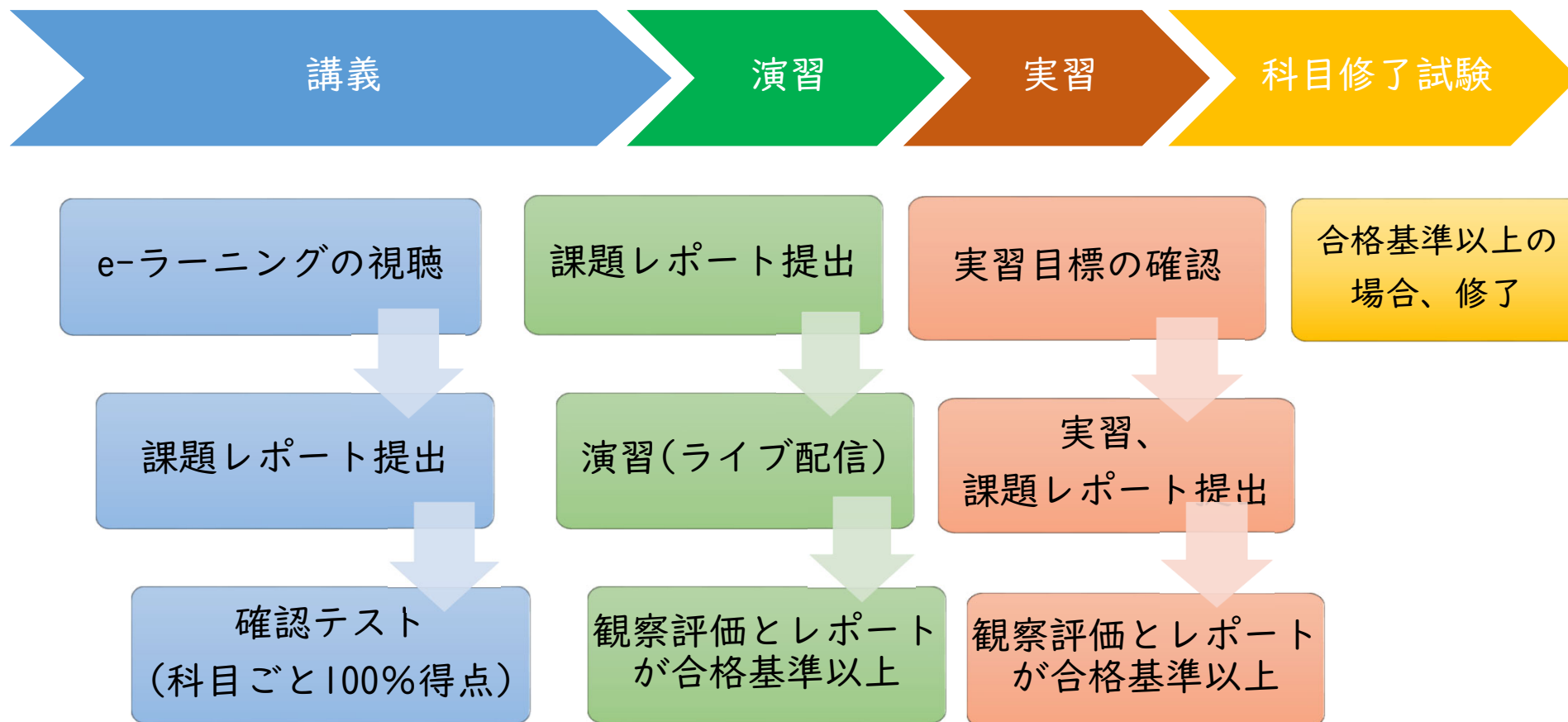
科目名	講義	演習	実習	評価	合計
臨床病態生理学	38	1	-	1	40
臨床推論	35.25	21.25	1.5	2	60
フィジカルアセスメント	23.25	2.75	23.25	10.75	60
臨床薬理学	43.25	15.25	-	1.5	60
疾病・臨床病態概論	49.25	4	-	1.75	55
医療安全学／特定行為実践	30	22.75	4.75	2.5	60
合計	219	67	29.5	19.5	335

※精神科認定看護師教育課程「45分=1時間」換算

※時間の総合計は厚労省により決まっているが、科目内の時間配分は暫定的のもので今後調整予定



# 共通科目の受講の流れ



※それぞれの流れのイメージです。実際とは異なる場合があります。

# 認定科目について

※検討中の内容が含まれています

# 認定科目の概要

- ・ 科目数 13科目
- ・ 研修方法 講義、演習、グループディスカッションなど
- ・ 時間数 195時間
- ・ 実施方法  
ライブ配信、集合形式（予定）
- ・ 単位認定  
科目担当講師により単位認定を行う  
単位認定の方法は筆記試験、または、課題レポートなど

ディプロマ・ポリシーに基づいてカリキュラムを編成中

# ディプロマ・ポリシーと 精神科認定看護師の役割の関係性

	実践	相談	指導	知識の発展
①対象者が望む生活や希望を聴くことができる	◎			
②知識を応用して看護実践に活かすことができる	◎			
③多様な課題を持つ対象者に質の高い看護実践ができる	◎			
④対象者や組織のニーズを踏まえて相談に応じることができる		◎		
⑤倫理的側面をとらえ、対象者の看護実践に活かすことができる	○	◎	○	
⑥自分の看護実践を言語化し、他者に伝えることができる		◎	◎	○
⑦その時代に相応した看護実践の方法を理解することができる				◎
⑧精神科認定看護師として自己研鑽していく力を付けることができる				◎
⑨現場・組織・地域・社会の状況に応じた役割を選択し、看護実践できる	○	○	○	○

# アドミッションポリシー、ディプロマ・ポリシー、 精神科認定看護師がめざすべき目標の相互の関係

アドミッションポリシー

ディプロマ・ポリシー

精神科認定看護師の  
資格の認定

受講資格  
審査

教育課程の  
受講

修了試験

認定試験

登録  
(5年毎に更新)

## 精神科認定看護師がめざすべき目標

- ①精神科看護の高度な専門性を備え、精神科認定看護師としての4つの役割機能（実践、相談、指導、知識の発展）を適切に遂行できる。
- ②時代の変化に対応できる看護の知識・技術・思考を身につけ、精神科医療・看護へ貢献できる。
- ③精神科看護の対象者と活動領域を広くとらえ、当事者およびすべての関係者を包含した看護を創造できる。